

平成22年度 外国語指導助手(ALT)の雇用・契約形態に関する調査結果

平成22年4月1日現在

ALTを活用している都道府県数	ALTを活用している指定都市数	ALTを活用している市町村数
47	19	1,680

1. 管内において活用しているALTの種類(平成22年4月1日現在)

	都道府県	指定都市	市町村
①JETプログラムによるALTを活用	44	13	914
②JETプログラム以外のALT(いわゆるnon-JET ALT)を活用	21	19	1,032

2. JETプログラム以外のALT(いわゆるnon-JET ALT)の雇用・契約形態(平成22年4月1日現在)

	都道府県	指定都市	市町村
①直接雇用	9	8	417
②派遣契約	3	4	130
③業務委託契約	13	11	594
④その他	0	0	13

※①直接雇用とは、ALTと市町村教育委員会とが直接雇用契約を結んだもの。(JETプログラムによるALTを除く。)

②派遣契約とは、派遣元(会社)と派遣先(教育委員会)が派遣契約を結び、派遣元(会社)と雇用関係にある労働者(ALT)を派遣するもの。

③業務委託契約とは、請負業者(会社)と注文主(教育委員会)が請負契約を結び、請負業者(会社)と雇用関係にある労働者(ALT)を注文主(教育委員会や学校)に派遣するもの。

④その他には、地域人材のネイティブスピーカーなどが含まれる。